

”  
高齡化時代の万が一  
“に  
備える保険、  
誕生。

## 「家主費用・利益保険」 「企業総合保険（家賃補償特約）」 のご案内

賃貸物件で「孤独死」等が起こってしまったときのリスクに備えて…

プランの特徴  
**1**

### 孤独死対策に必要な費用を補償!

「家主費用・利益保険」により、孤独死・自殺・犯罪死の発生に伴う家賃損失・費用を補償します。

プランの特徴  
**2**

### 孤独死以外の事故による家賃損失を補償!

「企業総合保険（家賃補償特約）」により、火災、風災、給排水設備事故による水漏れ等による、家賃損失を補償します。

プランの特徴  
**3**

### 単独でのご加入が可能!

建物の火災保険とは別に、ご加入いただけます。また、「家主費用・利益保険」「企業総合保険（家賃補償特約）」のいずれかだけでもご加入いただけます。

「家主費用・利益保険」と「企業総合保険（家賃補償特約）」をセットにした  
**賃貸物件「孤独死対策プラン」のご提案です！**

補償の概要（保険金をお支払いする場合）			
保険種類	損失・費用の種類	補償する損失・費用	お支払い限度
家主費用・利益保険	家賃損失	保険証券記載の賃貸戸室において生じた、次の家賃損失に対して保険金をお支払いします。 <b>①空室期間中の家賃減少による損失</b> <b>②重要事項説明義務が生じ、空室期間を短縮するために必要となった家賃値引による損失</b>	・空室期間と値引期間を通算して、ご契約時に選択頂く <b>支払限度期間（12か月または24か月）</b> を限度とします。 ・家賃値引の <b>値引率は50%</b> を限度とします。
	原状回復費用	保険証券記載の賃貸戸室に生じた <b>原状回復費用</b> （賃借可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭を行うために要する費用をいいます） <b>から敷金を控除した額</b> に対して保険金をお支払いします。	・ <b>事故発見日から180日以内</b> に被保険者が支出した費用が対象となります。 ・原状回復費用、事故対応費用および空室期間短縮費用を合計して、 <b>1回の事故につき100万円</b> を限度とします。
	事故対応費用	保険証券記載の賃貸戸室内において死亡事故が発生した結果生じた、次に掲げる費用に対して保険金をお支払いします。 <b>①遺品整理費用</b> <b>②相続財産管理人選任申立費用</b>	
	空室期間短縮費用	空室期間の短縮を目的として支出した、保険証券記載の賃貸戸室の <b>内装を構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物に改装するための費用</b> に対して保険金をお支払いします。	
企業総合保険（家賃補償特約）	家賃補償	<b>火災等の事故*が生じた場合に、復旧までの家賃損失を補償します。</b> (*）火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備事故の水濡れ等、騒擾、労働争議等、車両・航空機の衝突等、建物外部からの物体の衝突等、盗難、水災	・ご契約時に選択頂く <b>保険金支払対象期間（3か月、6か月、12か月）</b> を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

家主費用・利益保険

- 事故が発生した賃貸戸室について、事故発見日において賃貸借契約が締結されていない場合の空室期間の家賃損失
- 被保険者が、事故が発生した賃貸戸室の復旧を行わない場合の家賃損失
- 被保険者が、事故が発生した賃貸戸室を復旧した後に、入居者を募集できるにもかかわらず募集を行わなかった場合の、復旧完了日以後の家賃損失

企業総合保険（家賃補償特約）

- 保険の対象の復旧または保険の対象の賃貸の継続に対する妨害によって生じた損失
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、風災、雹災または雪災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために保険の対象に吹き込み等損害が生じたことによって生じた損失を除きます。
- 法令等の規制によって生じた損失

- ご契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 被保険者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

保険料例（保険期間1年間）

家賃月額60,000円の賃貸戸室を10戸室対象とする場合

（その他の条件：東京都所在、M構造、支払限度期間および保険金支払対象期間12か月）

	月払保険料	年払保険料
家主費用・利益保険	<b>2,000円</b> （年間総払込保険料 <b>24,000円</b> ）	<b>21,500円</b>
企業総合保険（家賃補償特約）	<b>200円</b> （年間総払込保険料 <b>2,400円</b> ）	<b>2,300円</b>

※上記保険料は2015年11月時点の保険料水準です。実際の保険料については代理店までお問い合わせください。

このチラシは「家主費用・利益保険」（家主費用・利益補償特約条項付 費用・利益保険）および「企業総合保険（家賃補償特約）」の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず保険約款および重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒504-0828 岐阜県各務原市蘇原村雨町4-27-1

**アスラック株式会社**

TEL 058-371-6673 FAX 058-371-6607

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

E14-84990新201512  
 2404-ER07-15058-201511